

ID: 363

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	名寄市道の駅条例 第8条第1項(第15条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成19年条例第15号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第8条 道の駅を利用しようとする者(以下「利用者」という。)が、次の各号に掲げる行為を行う場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 興行を行うこと。 (3) 展示会、イベント、その他これらに類する催しのため、道の駅の全部又は一部を独占して利用すること。 (4) 道の駅に工作物その他の設備を設置すること。 (5) その他前各号に準ずる行為をすること。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において、道の駅の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付し、及びこれを変更することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公共施設の利用の不許可等) 第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日